

「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」第4回会合

平成23年11月22日
外務省 子の親権問題担当室

22日、外務省において開催されたハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会第4回会合の概要は以下のとおり。

1. 出席者

座長： 小早川光郎・成蹊大学法科大学院教授
出席者： 棚村政行・早稲田大学法科大学院教授
藤原静雄・中央大学法科大学院教授
相原佳子弁護士（日弁連）
杉田明子弁護士（日弁連）
関係府省庁（法務省、内閣府、厚生労働省、総務省、
文部科学省、警察庁）等

2. 議事要旨（議事録は、外務省 HP に掲載予定）

（1）パブリックコメントのとりまとめ結果の報告（別添）

事務局から、外務省として9月30日から1か月間実施した、ハーグ条約を実施するための中央当局の在り方に関するパブリックコメント（意見募集）の結果に関し、計168件の意見が寄せられ、中央当局の権限や中央当局としてとるべき措置等につき様々な立場からの意見が寄せられた旨報告を行った。

（2）子の所在の確知のための情報提供義務

- 中央当局が得た情報がLBP側に渡らないことが明確であれば、たとえば民間の団体たる私立学校と公立学校の間で情報提供義務に差をつける必要はなく、また差が出ることによる問題が生ずるのではないか。その一方で、情報提供義務を負う機関が広がることとのバランスで慎重な検討も必要。いずれにせよ、民間機関への情報の提供を求める場合、その範囲、方法については、政省令やガイドライン等で明確に定めることが必要。
- 関係機関が中央当局に対して情報提供する際にDV被害のおそれがあるか否かについても併せて中央当局に通知することに関し、現場が何をどこまでやらねばならないのか、どう責任を取るのかが不明確なままでは、現場が委縮するので、そうならないように情報の流れが確保される具体的な通知の在り方について、今後関係機関内での実務的な検討が必要。他方、この点は、相手

方の同意があった場合に情報を外部に提供するとの前提であったので中央当局としてDVのおそれの有無の情報が必要であったが、その必要がなくなったのであればそもそも中央当局にその情報を通知しなくても差支えないのではないか。

- 情報提供を行う機関等が、「現に子を監護すると思われる者」か否かを判断することは難しく、外観上判断しやすい文言がより適当ではないか。なお、法制審で議論されている相手方適格の要件とは必ずしも同じ用語である必要はない。実態上、関係機関が、子を監護している者であるかどうかの判断を行うことは非常に困難であることから、「監護する者」を「同居している者」としてはどうか。
- 相手方となるべき「子を現に監護する者」の氏名（祖父母も含む）を申請者に開示後、相手方にその旨を知らせるべきか否かについては、さらに子が隠避されるといった事態を惹起するおそれもある一方で、DV被害者の居所の判明につながりかねないため、通知が必要とも考えられる。この点については、法律に明記せずとも対応できるのではないか。
- 中央当局が集めた情報につき、行政機関個人情報保護法第8条第1項の「法令に基づく場合」により目的外提供できるとすることでは、弁護士法に基づく照会も該当することにならないか。その範囲が広くなりすぎるおそれもある。目的外提供の範囲につき絞ることも検討すべきではないか。

（3）子の任意の返還その他の問題の友好的な解決の促進

- 条約に定める友好的な解決の促進のために、外務省として仲裁等の任意解決を外部団体に委託したいと考えるが、そのような団体の発掘・育成が検討課題。
- 友好的な解決のために双方の合意があった場合に、返還手続の前後に関わらず中央当局が旅券を保管することは問題ない。ただし、返還に係る裁判手続が始まったら、合意がなくなったものとして保管を中止して、当事者に返付するケースもあるだろう。いずれにせよ、当事者の合意に基づく措置に過ぎず、合意の撤回があれば返付するということかと思われる。
- 返還手続における保全的な処分との関連で、出国を差し止めるためにいかなる手段が可能かは今後の法制審にて引き続き検討。

（4）子の社会的背景に関する情報の提供

- 当事者が自らの裁判に必要と判断する情報を提供されるべきとの観点から、我が国中央当局から他の条約締約国の中央当局に、子の社会的背景に関する情報の提供を求める際は、裁判所からの求めだけでなく、申立人及び相手方からの依頼による場合も認めるべきではないか。
- 他方、上記については、我が国中央当局及び他の締約国中央当局の事務的負

担との関係から困難がある他、我が国と他の締約国との間で片務的な関係とならざるを得ないこと、相手国中央当局がどこまで社会的背景に関する情報収集に協力するか不明であること、相手国中央当局の情報収集結果を待っていれば迅速な裁判を確保できないおそれがあること等、現実的な問題として限界があることも事実。

(5) 接触の権利に関する中央当局の措置

- 中央当局による援助の対象となる事案の範囲、及び中央当局がとるべき措置の範囲については、論点ペーパーの整理とすることで特段の意見なし。特に、援助の対象となる事案の範囲としては、他の締約国で認められた接触の権利を我が国において尊重されることを支援する（その逆も然り）と整理。
- ただ、接触の権利についての支援は、当事者の協力が前提となることから、接触の権利の実施体制の確立（中央当局から当事者に紹介する実施団体の発掘及び育成含む）は大きな課題。
- 他の条約締約国は条約締結後20～30年の年月をかけ、接触の権利の実施体制を整えてきた経緯がある。我が国も締結後、直ちに十分な体制を確立するのは難しくとも、関係行政機関が連携しつつ、面会交流を支援する団体等の育成に努めて欲しい。

(6) 事務局からの謝辞

鶴岡総合外交政策局長から、今回のパブリックコメントに意見を寄せていただいた方々に対する謝辞を述べた。

(了)

(別添)

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」（ハーグ条約）を実施するための中央当局の在り方に関する意見募集の取りまとめ結果について

平成23年11月24日
外務省総合外交政策局
子の親権問題担当室

1. 経緯

近年増加している国際結婚の破綻等により影響を受けている子の利益を保護する必要があるとの認識の下、政府は、5月20日付の閣議了解において、「ハーグ条約について、締結に向けた準備を進めることを決定。

今回、パブリックコメントの形で意見募集に付した内容は、ハーグ条約に関する関係閣僚会議における了解事項等及びこれまでに開催された計2回の「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」での議論を踏まえ、中央当局部分の法案の作成に向け論点を整理したもの。

2. 取りまとめ結果

- (1) 意見募集期間：平成23年9月30日～10月31日
- (2) 意見募集総数：168件（団体20件，個人148件）
- (3) 意見の主な内容は以下のとおり。

第1 中央当局の指定

〈賛否両論あり〉

- 法務省が中央当局となるべきであるとの意見もあった。

第2 子の返還に関する援助

1. 返還援助申請

〈賛成意見のみ〉

2. 返還援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合

〈賛成意見のみ〉

3. 子の返還に関する援助の実施

〈賛成意見のみ〉

4. 国内における子の所在の確知

〈賛否両論あり〉

●個人情報の提供の義務や子の所在特定のための手段については、DV被害者への配慮や個人情報の過度な流出の防止の観点から、提供すべき情報の範囲は明確にすべきとの慎重な意見があった一方、子の所在特定は中央当局に課せられた重大な任務であるとして支持する意見もあった。

●中央当局へ集約された子の情報については、原則として例外事由を設けず、申請者及び相手国中央当局には提供すべきでないとの意見もあった。

5. 子に対する更なる害又は利害関係者に対する不利益の防止

〈賛否両論あり〉

●子の再連れ去りを防止する観点から、中央当局が旅券の一時保管や新規発給を制限すべきであるとの意見や、出国禁止等の立法的措置を講じるべきであるとの意見があった一方、海外渡航の自由（憲法第22条）との関係で慎重な意見もあった。

6. 子の任意の返還又は問題の友好的解決

〈賛成意見のみ〉

●裁判外紛争解決手続機関における調停手続を創設し、積極的に運用すべきとの意見や、外務省内に専門家チームを設置して対応すべきとの意見があった一方、外務省は司法機関ではないので、役割を限定し、既存の手続の紹介に留めるべきとの意見もあった。

7. 子の社会的背景に関する情報の交換

〈賛成意見のみ〉

●条約の趣旨を実現するために必要な権限であるとしつつ、情報の提供は、裁判所からの求めがある場合に限定すべきである、情報の範囲や情報の提供依頼先が無限定に広がらないよう限定的に運用すべきである等の意見があった。

8. 子の返還を得るための司法上の手続の開始についての便宜の供与

〈意見なし〉

9. 法律に関する援助及び助言の提供についての便宜の供与

〈賛成意見のみ〉

●中央当局は、我が国及び締約国の法制度（特に親権、児童虐待、DV等）に関する情報提供、専門的な弁護士リスト等の提供を行うべきであるとの意見があった。

10. 子の安全な返還の確保

〈賛成意見のみ〉

●子の常居所地国の中央当局及び在外公館と連携することが重要であり、特にDV事案への十分なケアが必要との意見があった。

第3 子との接触に関する援助

1. 接触援助申請

〈賛否両論あり〉

●返還援助申請の場合に準じた取り扱いとすべきとの意見があった一方、条約締結後の不法な移動のみを対象とすべしとの意見もあった。

2. 接触援助申請を我が国以外の条約締約国の中央当局に送付する場合

〈賛成意見のみ〉

3. 子との接触に関する援助の実施

〈賛否両論あり〉

●中央当局は、子の最善の利益の観点から、条約締結前に連れ去り又は留置があった事案についても、できる限り支援をすべきとの意見があった一方、子との接触に関する援助の範囲や具体的措置については、子の所在の確知及び友好的解決の促進にのみ留めるべき、子の社会的背景に関する情報の交換を支援の範囲に含めるべきでない等の意見があった。

●中央当局が国内の既存の面会交流の制度を紹介できるよう、また、充実した面会交流が可能となるよう制度を整備すべきとの意見があった一方、中央当局は司法機関ではないので、活動は限定すべきとの意見もあった。

第4 不服申立ての制限

〈一般的な意見のみ〉

●申請が却下された場合には、行政不服審査法上の不服審査の申立て、又はそれに準じた手続を認め、他方でTPの人権を直接制限するような手段については不服審査の申立てを認めるべきとの意見があった。

第5 その他

●邦人の支援体制（DV・児童虐待等への対応を含む）を強化すべき、在外公館で受けた被害者による相談や連絡内容が国内における裁判所からの照会に応えられるようにすべきとの意見があった。

●中央当局が返還裁判等の事例の実態調査をする制度を国内法の中で定めるべきとする意見があった。

●不法な子の連れ去りの罰則化、共同親権の制度化、面会交流制度の改善といった既存の国内法制度の改正の必要性につき指摘があった。

●DV及び虐待被害を懸念し、女性の安全の確保、子の意見を尊重する仕組みが必要であるとの意見がある一方、現在の制度では、DVが容易に認定され易く、冤罪が増加傾向にあることにも留意すべきとの意見があった。

●我が国がハーグ条約を締結することへの賛否両論があった。

●ハーグ条約を実施するために同条約の目的と精神を認識した法律を制定し、不法に連れ去り又は留置された子の常居所地国への速やかな返還を促進し、他の条約締結国の法律に基づく監護の権利及び接触の権利を効果的に保護するよう促すとの意見があった。

（注：なお、法務省が行った「ハーグ条約を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間とりまとめ案についての意見募集」に寄せられた意見には、外務省に寄せられた上記内容と同様の趣旨の意見もあった。）

（了）